

郡山市保健所衛生委員会要綱

(設置)

第1条 この要綱は、郡山市保健所に勤務する職員（以下「職員」という。）の衛生に関する重要事項を調査審議し、衛生管理の円滑な推進を図るため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第18条の規定に基づき、郡山市保健所衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、労働安全衛生法第18条第1項各号に掲げる事項のほか、衛生に係る重要事項に関することについて調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

2 委員長

3 産業医

4 衛生管理者として市長が指名する者 1名

5 衛生に関し経験を有する職員のうちから市長が指名する者 13名

6 前項第4号及び第5号に掲げる委員の半数については、職員の過半数で組織する職員団体があるときにおいては当該職員団体、職員の過半数で組織する職員団体がないときにおいては職員の過半数を代表する者の推薦により市長が指名する者とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、毎月1回以上開催する。ただし、委員の3分の2以上の者から目的を示して請求があるときは、委員長は、会議を招集するものとする。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に参考人として関係職員等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 議事の概要は、委員会の開催の都度、職員に周知するものとする。

(会議の報告)

第7条 委員長は、委員会で調査審議した結果を市長に報告するものとする。

(記録)

第8条 委員会が調査審議した事項は、記録を作成し、これを3年間保存しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部保健所総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。